

「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」（第10回）議事要旨

【開催日時】 平成15年5月13日（火） 午前10時～11時20分

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 1. 証券決済制度改革における今後の改革推進体制について
2. その他
(1) 株券不発行法制の検討状況について
(2) (株)証券保管振替機構における検討状況について
(3) 証券決済制度改革推進センターの活動状況について

【議事要旨】

議事に入る前に、神田座長より、本年1月14日より、株券等の統一清算機関として、(株)日本証券クリアリング機構が業務を開始しており、同社は、重要なインフラ提供者の一つであることから、今回から同社に委員として参加いただいた旨の報告が行われた。

1. 証券決済制度改革における今後の改革推進体制について

先般、株券不発行制度の導入に関する要綱の中間試案が公表され、また、(株)証券保管振替機構において振替実務などの検討が進められるなど、法制面・インフラ提供者側での対応が進行しているところであり、今後、我が国の証券決済制度改革を着実に進める必要性が増すものと思われる。

今般、従前の検討体制との関係も踏まえながら、事務局にて今後の具体的な改革推進体制についての基本方針を取りまとめたので、事務局から、以下の点について説明を行った。

・ 新検討体（「推進会議」）の設置の趣旨

今後、我が国の証券決済制度改革を着実に進めるに当たっては、法制面やインフラ提供者側の対応が進行する中、制度改革全体を俯瞰的にフォローアップ・調整するとともに、市場の制度・慣行面の横断的な課題を実務上の観点から協議・検討する必要性が増すものと考えられる。また、昨秋に取りまとめられた「報告書」（『証券決済制度改革の推進に向けて』）においても、今後の改革推進に向け、プロジェクトマネジメント機能の強化等を図るべく体制整備が望まれる旨の提言がなされている。

こうした点を踏まえ、証券決済制度改革の全体像の整理等を行ってきた従前の「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」の機能に加えて、業界横断的に一丸となった改革推進体制を構築するとともに、各市場関係者が主体的に検討・推進活動に参画していくとの位置付けを明確化するため、同ワーキング・グループを発展的に改組し、新たに、「証券受渡・決済制度改革懇談会」（以下「懇談会」という。）の下に「(仮称)証券決済制度改革推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置することとする。

この推進会議では、証券決済制度改革に係る俯瞰的・横断的な進捗管理及び調整に加え、商品・業界横断的課題の整理及び検討等に取り組むこととし、個別課題の

検討に当たっては、他の検討体での検討状況を勘案しつつ、必要に応じワーキング・グループを設置する。なお、推進会議の事務局機能は、日本証券業協会証券決済制度改革推進センターが引き続き務める。

- ・ 主要取組み事項等

主要取組み事項としては、従前の「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」の活動をベースとし、メンバー構成は、同ワーキング・グループのメンバー会社を踏襲する。実際の設置時期・期間については、懇談会に諮り、了承を得てからとなる。また、推進会議での検討状況(ワーキングでの検討を含む)については、適宜、証券決済制度改革推進センターのホームページに掲載し、ホームページ以外の公開方法については、推進会議にて決定する。

主な意見

- ・ 新しい検討体の設置の趣旨が、業界横断的に一丸となった改革推進体制の構築という所にウエートがかけられているので、この位置付けがより明確になるように運営していただきたい。また、事務局の活動においても業界横断的ということ念頭に置いて、他の業界団体との関わりについても適切に運営していただきたい。

(事務局)事務局としては、他の関係業界団体と定期的に懇談の場を設け、情報の共有に努めていきたいと考えているところである。

意見交換の結果を踏まえ、当ワーキング・グループを発展的に改組し、新たな検討体を設置する旨を来る5月27日に開催予定の「証券受渡・決済制度改革懇談会」に諮ることとした。

2. その他

(1) 株券不発行法制の検討状況について

法制審議会会社法部会は、去る3月26日に中間試案を決定し、3月31日付けでパブリック・コメントに付され、4月30日まで意見募集が行われたところである。このため、各団体(全国銀行協会、信託協会、日本経済団体連合会、(株)東京証券取引所、(株)証券保管振替機構、日本証券業協会、(株)日本証券クリアリング機構)から、法務省に対してどのような意見が出されたのか紹介が行われた。

また、法務省の担当官より、現在における検討状況について大要以下の説明が行われた。

- ・ 現在、寄せられた意見について検討中であり、結果については、次回の法制審議会会社法部会(5月21日に開催予定)に報告したいと考えている。なお、次回の部会においては、中間試案で両論併記としていた部分については、極力、寄せられた意見等を踏まえ、集約したものを示したいと考えている。

主な意見

- ・ 要綱中間試案は、証券決済制度改革に配慮した形になっているので、大変ありがたいと思っている。
- ・ これでも国際的にも先進のペーパーレス振替制度が実現できるようになると思うが、コーポレート・アクション（権利行使）の部分についても、実務的な問題となると思うが、将来、合理化・効率化が図れるように検討をしていく必要があると思う。例えば、IT化の進展や実務の工夫により、本人確認手段について印鑑に依存しないようにする等、コストを軽減できるように検討していくべきだろう。
- ・ 株券不発行の定めについて乙案が採られた場合の移行時期について、全般的に優れた制度であるので、できるだけ早期に導入できるように関係者で協力していく必要があるとの意見もあった。また、円滑な移行ということを考えると、現行の証券保管振替制度において、株券の預託率の向上についても検討し、推進をしていきたいと思っている。

(2) 株証券保管振替機構における検討状況について

株証券保管振替機構においては、決済照合システムの拡充、株式等の一般振替DVPの実現、一般債や投資信託の振替制度の検討等に取り組んでいるところであるため、証券決済制度改革に関する同機構の検討状況、特に、一般債振替制度（「一般債振替制度要綱骨子」（案））、短期社債振替システムの稼働状況、証券決済システム改革を巡る同機構の主な取組みについて報告が行われた。

主な意見

- ・ 短期社債については、3月31日にシステムが稼働したとのことだが、非居住者が日本において発行する円建て外債のCP（いわゆるサムライ電子CP）については、法制上ペーパーレスのスキームに乗らないとの話があった。しかし、税制上の問題以外の商法上、証券取引法上の問題については、当局において、改善に向けた検討が行われているようであるので、この点について伺いたい。

（金融庁）いわゆるサムライ電子CPについては、税及び開示や公示について国内電子CPと同じ取扱いになっていないため、新しい振替制度を利用できないという問題があり、関係各団体から要望をいただいていたところである。開示や公示を巡る証券取引法等の問題については、4月25日に政省令案のパブリック・コメントをしており、5月末に政省令を公布し、6月1日から施行したいと考えている。さらに、サムライ電子CPについて社債原簿の不作成や社債管理会社の設置不要といった発行手続きを経ることができるかという商法等を巡る解釈の問題については、昨日、パブリック・コメントに対する回答として、特に問題ない旨示している。したがって、残るは税の問題だけだが、これについては税制当局との調整が必要となる。現在、各業界団体の方で、来年度の税制改正要望として取り上げるかどうか検討されていると思うので、それを踏まえて金融庁としても前向きに対応してまいりたいと考えている。

(3) 証券決済制度改革推進センターの活動状況について

事務局から、証券決済制度改革推進センターの最近の活動状況について報告を行った。

主な意見

- ・ 清算機関が3つとなること(㈱日本証券クリアリング機構、㈱証券保管振替機構の子会社、国債清算機関)のコストの問題についてだが、現在、㈱証券保管振替機構の国債レポ等を含んだ決済照合小委員会に参加しているが、そこでの検討内容が、国債清算機関で作られようとしている機能とかなり重複している。個別に検討するのは、迅速に進める上では重要なことだとは思いますが、各エリアでの検討が進んだ段階で、業界全体として何が一番効率的なのかというようなことについて見直す必要があると思う。その点について、証券決済制度改革推進センターに調整役を果たしていただけるとよいと思う。
- ・ 日本証券業協会のワーキング・グループなのか、あるいは、新たな推進会議にぶら下がるワーキング・グループになるのか、位置付けの問題はあるが、証券決済制度改革推進センターのやるべき機能として、実務慣行面の整備も入ることを期待する。また、諸外国においては、フェイルについて市場慣行が整備されている。我が国においても国債のRTGSが始まった際には、日本証券業協会において策定されたルールが市場関係者において認知されている。今回は、一般振替のフェイルの問題と、㈱日本証券クリアリング機構のDVPに関するフェイルの問題とがあり、これらについて制度面の整合性が取れていないと、ユーザーとして使い勝手が悪くなると思われる。投資家から見ると、委託注文という形で市場に取り次ぐので、参加者と投資家との間のフェイルのルールと、参加者と㈱日本証券クリアリング機構との間のフェイルのルールとがあり、この両者が整合的でないと、間に入る仲介業者に蹴寄せが来たり、あるいは、最終的に投資家に迷惑がかかるという懸念があるので、その点についても留意して、業界横断的なこのような場で検討ができればと考えている。特に、期末の権利確定日を跨いでフェイルする場合、どのように対処するかについては悩ましい。株主通知をすべき数と口座簿の数とが合わない状態になっていると思われるので、どのように調整するのか明確にルール化しないと問題が生じてくると思われる。株券不発行制度になると直接型の権利行使が引き続き行われるので、その点がなおさら引っかけかかってくると思われる。このような悩ましい問題点について、証券決済制度改革推進センターにおいてピックアップし、解決に向けて努力していただきたい。

以 上

お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター

TEL : 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。